

# 概要版

## 第5次矢板市障がい者福祉計画 第6期矢板市障がい福祉計画 第2期矢板市障がい児福祉計画

### 策定の趣旨

障がいのある人もない人も隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するインクルーシブ(\*)な社会の実現を、地域住民とともに推進していくことを目指す「第5次矢板市障がい者福祉計画・第6期矢板市障がい福祉サービスプラン(第6期矢板市障がい福祉計画・第2期矢板市障がい児福祉計画)」を策定しました。

※インクルーシブな社会：障がいのある人もない人も、誰をも分離したり排除したりすることなく地域の中に包み込む社会。

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障害者計画 【矢板市障がい者福祉計画】	障害者基本法 第11条第3項	障がい者福祉施策全般の基本的指針を定める計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
障害福祉計画 【矢板市障がい福祉計画】	障害者総合支援法 第88条第1項	障がい者(児)施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障害児福祉計画 【矢板市障がい児福祉計画】	児童福祉法 第33条の20第1項		障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

### 計画期間

第5次矢板市障がい者福祉計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。  
第6期矢板市障がい福祉計画・第2期矢板市障がい児福祉計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3年間とします。

### 第6期矢板市障がい福祉サービスプラン

- 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に向け、次の7つの視点に留意して計画を策定しました。
- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
  - (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実
  - (3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備
  - (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み
  - (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
  - (6) 障がい福祉人材の確保【新規】
  - (7) 障がい者の社会参加を支える取組【新規】

### 第5次矢板市障がい者福祉計画の体系

基本理念

ともにつくる、すべての人がいきいきと生活できるまち・矢板

基本目標

施策の方向性

基本目標1  
障がい者の地域生活の基盤づくり

- ①相談支援体制の充実
- ②障がい福祉サービス等の展開
- ③保健・医療サービスの充実  
(1)健康づくり・障がい予防の推進  
(2)医療・リハビリテーションの充実  
(3)難病に関する支援の充実
- ④障がい児支援の充実
- ⑤生活安定・経済的自立の支援

基本目標2  
障がい者の自立と社会参加を支える環境づくり

- ①障がい児の教育環境の充実
- ②就労支援の推進  
(1)一般就労の促進  
(2)福祉的就労の場の充実
- ③スポーツ・レクリエーション及び地域活動等の推進

基本目標3  
障がい者が生活しやすいまちづくり

- ①障がい者に対応したまちの整備  
(1)生活環境のバリアフリー化と住まいの確保  
(2)移動支援と交通環境の充実
- ②安心して生活できるまちづくり
- ③情報・コミュニケーション環境の向上  
(1)情報提供の充実  
(2)意思疎通支援の充実と行政上の配慮

基本目標4  
障がいのある人とない人が共に生きる地域づくり

- ①福祉教育の推進と障がい者に対する理解の促進
- ②ボランティア活動と地域福祉の推進
- ③差別解消・虐待防止と権利擁護の推進

問い合わせ 健康福祉部 社会福祉課  
☎ 0287-43-1116



詳しくはこちら